

監査結果に係る措置通知書

交 通 局	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>6 使用料 (2)使用料の算定方法</p> <p>交通局が所有する行政財産である駐車場用地の使用料の算定基準については「仙台市交通局行政財産使用許可等事務取扱要領」に基づき、特段の事情がない限り、本則ベースで算出すべきものであり、富沢高架下駐車場には特段の事情は認められるものの、富沢（緩衝緑地）及び八乙女駅の両駐車場については、本則ベースで算出すべきである。</p>	<p>富沢（緩衝緑地）及び八乙女駅の駐車場用地については、「仙台市交通局行政財産使用許可等事務取扱要領」の本則ベースを適用することとする。</p>